

富山市ひとり親家庭等家賃助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下、「規則」という。）第24条及び富山市公共交通沿線居住推進事業制度要綱（以下、「制度要綱」という。）第8条の規定に基づき、富山市ひとり親家庭等家賃助成事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 家賃 賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃借料の月額（共益費、駐車場料金等を除く。）をいう。

(2) 公共交通沿線居住推進補助対象地区 制度要綱第2条第2号に掲げる区域をいう。

(3) 賃貸住宅 前号の区域内にある賃貸住宅をいう。ただし、公営住宅又は社宅等の給与住宅を除くものとし、共同居住型賃貸住宅の場合は、建築基準法上の建物用途が寄宿舍であり、かつ1世帯につき1居室以上の専用部分があるものに限る。(4) ひとり親等 以下のいずれかに該当する者をいう。

イ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第6条の規定による受給資格者の認定を受けている者（以下「児童扶養手当認定者」という。）又は富山市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成17年富山市条例第150号）第4条の規定による受給資格の認定を受けている者（以下「ひとり親家庭等医療費受給資格認定者」という。）

ロ 児童扶養手当認定者又はひとり親家庭等医療費受給資格認定者と同等の資格を有すると市長が特に認める者

(5) ひとり親等に該当した日 以下のいずれかの日をいう。

イ 児童扶養手当認定者については、児童扶養手当の支給開始年月の初日

ロ ひとり親家庭等医療費受給資格認定者については、富山市ひとり親家庭等医療費の受給資格の認定日

ハ 児童扶養手当認定者であって、かつ、ひとり親家庭等医療費受給資格認定者については児童扶養手当の支給開始年月の初日又は富山市ひとり親家庭等医療費の受給資格の認定日のいずれか早い日

ニ 児童扶養手当認定者又はひとり親家庭等医療費受給資格認定者と同等の資格を有すると認められる者については、同等の資格が生じた日

(6) 合計所得月額 第4条の規定による補助金の交付対象者及び同居する者の過去一年間における所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二編第二章第一節から第三節までの例に準じて算出した所得金額の合計から公営住宅法施行令第1条第3項に掲げる額を控除した額を十二で除した額とする。

(補助対象の区域)

第3条 この要綱による補助事業の対象区域は、公共交通沿線居住推進補助対象地区とする。

(補助金の交付対象者)

第4条 交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 第6条第2項に規定する交付対象期間を通してひとり親等であること。

(2) 賃貸住宅を自己の居住用として契約及び入居し、第6条第2項に規定する交付対象期間を通して住所を有すること。

(3) 賃貸住宅の契約期間の始期が、ひとり親等に該当した日の6月前以降であること。

(4) 次条に規定する交付期間において、少なくとも6月以上は賃貸住宅に居住し、住所を有すること。

(5) 賃貸住宅に異動する前の住所が、公共交通沿線居住推進補助対象地区及び富山市まちなか居住推進事業制度要綱第2条第1項第1号に定めるまちなか外にあること。ただし、次条に規定する補助金の交付

期間中に公共交通沿線居住推進補助対象地区内で転居し、引き続き公共交通沿線居住推進補助対象地区に居住する場合はこの限りでない。

(6) 交付対象者及び同居する者に、本補助金又は富山市まちなか住宅家賃助成事業補助金の交付を受け、その交付期間を満了した者がいないこと。

(補助金の交付期間)

第5条 補助金の交付期間は、交付対象者に該当した月の翌月（交付対象者に該当した日が月の初日である場合はその月）から起算して3年とする。ただし、次に掲げる場合には、交付期間の最終月は各号に定める月とする。

(1) 交付対象者及び同居する者に、本補助金又は富山市まちなか住宅家賃助成事業補助金の交付を受け、その交付期間を満了していない者がいた場合は、その者の交付期間の最終月までとする。ただし、その同居する者がその交付期間を満了する前に居住を別にするようになった場合は、この限りではない。

(2) ひとり親等の資格が失われる場合は、ひとり親等の資格が失われる月（ひとり親等の資格を失う日が月末日でない場合はその月の前月）とする。

(3) 賃貸借契約の契約者の名義変更等により、転入又は転居せずに交付対象者となった場合は、公共交通沿線居住推進補助対象地区に転入又は転居した月の翌月（転入又は転居した日が月の初日である場合はその月）から起算して3年とする。

(補助金の額及び交付対象期間)

第6条 補助金の額は、毎月の家賃から、給与支払者による住宅に関する手当又は官公庁による家賃に関する補助を差し引いた額とし、千円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額とする。ただし、月額1万円を限度とし、次の各号に掲げる月は補助の対象としない。

(1) 家賃が日割りの月

(2) 家賃の支払いがない月

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第14条に規定する住宅扶助を受けていた月

(4) 地域優良賃貸住宅等に入居し、市補助金による家賃減額の適用を受けていた月

2 補助金の交付対象期間は、交付期間を1年ごとに区分したそれぞれの期とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象期間の最終月は各号に定める月とする。

(1) 交付対象期間が、前条各号の規定により1年未満となる場合は、その交付期間の最終月とする。

(2) 交付対象者が交付期間内に公共交通沿線居住推進補助対象地区外へ転出又は転居した場合は、転出又は転居した日が属する月の前月（転出又は転居した日が月末日である場合はその月）とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、前条第2項に規定する交付対象期間の最終月の翌月から6月の期間内に、富山市ひとり親家庭等家賃助成事業補助金交付申請書（様式第1号）に、別表に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、同項の申請をすることができない。

(1) 前項の申請を行う時点の合計所得月額が、44万5千円を超えている者

(2) 市区町村税を滞納している者

(3) 前項の申請に関する家賃を滞納している者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

(6) 前各号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不適當であると市長が認める者

(補助金の交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があり、書類等の審査及び必要に

応じて行う現地調査等により補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において、速やかに補助金の交付の決定及びその額の確定を行い、当該申請をした者に通知しなければならない。

2 前項の規定による交付の決定及び額の確定の通知は、規則第19条の規定により手続を併合し、富山市ひとり親家庭等家賃助成事業補助金交付決定兼額確定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条に規定する通知の後、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の決定の取消し）

第10条 市長は、第8条の規定による交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

（1）偽り、その他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金の交付の決定内容、これに付した条件、法令及びこの要綱に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。

（3）補助金の使途が、暴力団の利益になるものと認められるとき。

（4）その他市長が相当の理由があると認めるとき。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金の交付を受けた者に対し、全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（細則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この要綱の施行の日までに本要綱第4条第1項に規定する交付対象者で第5条に規定する交付期間内の者は、この要綱の施行の日を含む交付対象期間を月割にして当該月以降分の補助金の交付申請をすることができるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行前に改正前の要綱第4条に規定する要件を満たしている者は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の際、現に第8条による補助金の交付の決定を受けた者の第6条第2項に規定する交付対象期間は、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

別表 交付の申請に必要な添付書類

提出書類	内容
提出書類一覧及び確認事項（別紙1）	申請者確認欄
申請内訳書（別紙2）	申請概要
賃貸借契約書の写し（約款も含め契約書一式）	<p>賃貸借契約が自己名義であり、賃貸借契約相手先及び契約内容がわかるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸借契約期間が交付対象期間中のもの（契約更新した場合は、更新後の契約書を含む） ・ひとり親等に該当する前に契約している場合、賃貸借契約期間の開始日が、ひとり親等に該当した日の6月前以降であること
児童扶養手当証書の写し又は富山市ひとり親家庭等医療費受給資格証の写し	ひとり親等の要件を証する書類
所得課税証明書又は非課税証明書等（原本）	申請者及び同居する者の最新年度の所得を証する書類とし、申請時点で満18歳以上の者全員分（所得の合計を12で除した額が44万5千円以下であること）
市区町村税の納税証明書（原本）	概ね1か月以内を取得した最新年度のものとし、申請者の税の滞納がないことを証する書類
賃料支払証明書（原本）等	交付対象期間中の家賃を支払ったことを証する書類
給与明細の写し等	交付対象期間中の給与支払者による住宅に関する手当を証する書類（交付対象期間中に就労している者全員分）
家賃に関する補助金の交付決定通知書の写し等	交付対象期間中の官公庁による家賃に関する補助等の住宅手当を証する書類（住宅手当を受けていた場合のみ）
生活保護決定通知書等	住宅扶助を受けていたことを証する書類（住宅扶助を受けていた場合のみ）
その他市長が必要と認める書類	適宜